

委 託 契 約 書 (案)

件 名 沼津工業高等専門学校学生寮給食業務、学生食堂給食業務及び売店業務委託
代 金 額 年額 円也（うち、消費税額及び地方消費税額 円）
消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82
及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た額である。

独立行政法人国立高等専門学校機構 沼津工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 塚本 剛生
（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）との間
において、上記の業務（以下「給食等業務」という。）について、上記の年額で次の条項により委託
契約を締結するものとする。

第1条 甲は、沼津工業高等専門学校学生寮食堂、学生食堂及び売店等の適正かつ円滑な運営を図
るため、給食等業務を乙に委託するものとする。

第2条 乙は、給食等業務の実施にあたり学校保健法及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）
その他関係法令を遵守し、教育機関における給食等業務であることを十分に認識し、その品
位と秩序を乱すことのないよう配慮するものとする。

第3条 乙は、別に定める仕様書及び実施細目を遵守するほか、校長又は校長が指名する職員の指
示に従い給食等業務を実施するものとする。

第4条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、事業期間満
了から4ヶ月以上前に受託者から契約更新の申し出があり、本校が業務を審査し、良好で適
格であると判断された場合には、1年毎延長できるものとし、最大延長期間は令和13年3
月31日とする。

第5条 委託費の請求書は、各年度にかかる業務が完了次第、当該年度の請求分を沼津工業高等専
門学校総務課用度係へ送付するものとする。

2 甲は、乙からの適正な請求書を受理後60日以内に支払うものとする。

3 乙は、学生寮給食に関しては、甲の承認する金額を毎月寮生から徴収するものとする。

第6条 甲は、給食等業務に必要な施設及び設備・備品（以下「施設等」という。）として、別に
定める施設等を乙に使用させるものとする。

2 前項における施設等の使用料は、次のとおりとする。

一 学生寮食堂の建物施設使用料及び物品使用料は無償とする。

二 学生食堂及び売店等の建物施設使用料及び物品使用料は有償とし、別途定めるものとす
る。

3 乙は、善良な管理者としての注意をもって施設等を使用しなければならない。

4 施設等の維持保全のため必要とする経費は甲の負担とする。ただし、軽微な費用はこの限

りではない。

5 施設等の使用にあたりに要した電気料、水道料及びガス料等は、乙の負担とする。

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失し又は毀損した場合は、その損害を賠償するものとする。

第8条 乙は、施設等を給食等業務以外に使用し、又は第三者に貸与してはならない。

2 乙は、自己の負担において施設等の修繕、模様替等をしようとするときには、甲の承認を得るものとする。

第9条 乙は、その責に帰すべき事由により、喫食した者に対して食中毒又は伝染病等の被害を与えたときは、被害者に対してその損害を賠償するものとする。

第10条 乙は、地震災害等により給食が不可能になった場合に備え、所要の非常食を確保するものとする。

第11条 契約保証金は、免除する。

第12条 乙は、この契約を第三者に委託し、又はこの契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡若しくは継承し、又は担保に供することはできない。

第13条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、乙に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第14条 甲又は乙が自己の都合により、この契約を解除しようとするときは、4ヶ月前までに相手方に申し出、その同意を得るものとする。

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しなかったとき、又は正当な理由なく校長の指示

に従わなかったときは、本契約を解除することができる。

2 委託期間が満了したとき、又はこの契約が解除されたときは、乙は、施設等を原状に回復して返還するものとする。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

第16条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報取扱業務契約遵守事項」を遵守しなければならない。

第17条 この契約についての必要な細目は、第3条に定めるもののほか、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則によるものとする。

第18条 この契約について甲・乙間に紛争が生じたときは、甲・乙の同意する第三者に斡旋を依頼し解決するものとする。

2 本契約に関する訴えの管轄は、沼津工業高等専門学校の所在地を管轄とする静岡地方裁判所とする。

第19条 この契約に定めのない事項又は、この契約内容について疑義が生じたときは、甲・乙間において協議し、これを定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 沼津市大岡3600
独立行政法人国立高等専門学校機構
沼津工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 塚本 剛生

乙

独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報取扱業務契約遵守事項

当事項は、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第65号）第19条に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構本部及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する学校（以下「機構」という。）が保有する個人情報（死者の個人番号を含む。以下、単に「保有個人情報」という。）の取扱いに係る業務を機構以外のものに委託するすべての契約に関する遵守事項等を示すものである。

（個人情報取扱業務契約遵守事項の周知等）

- 第1 機構は、入札の方法による契約にあつては入札の前、また、随意契約にあつては見積書を徴取する前に、相手方に対し、当事項の内容を周知する。
- 2 契約を受託しようとする者は、当事項の内容を確認のうえ、入札及び見積書の提出を行わなければならない。

（責任者等の確認）

- 第2 機構は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる。また、契約書に第3から第9に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面（様式1「個人情報管理状況等確認書」（以下「確認書」という。))で確認する。
- 2 受託者は、契約書に第3から第9に掲げる事項を明記するとともに、受託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について、「確認書」を機構に提出しなければならない。

（個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務）

- 第3 受託者は、当該契約による業務の処理に当たって、個人情報の管理を適正に実施するため、責任者を定め業務従事者を管理するための実施体制等を適正に整備しなければならない。
- 2 受託者は、当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当該契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受託者は、当該契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

4 受託者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

また、受託者は当該契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

5 受託者は、機構の指示がある場合を除き、当該契約による業務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は機構の承諾無しに第三者に提供してはならない。

6 受託者は、当該契約による業務により知り得た個人情報について、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 受託者は、業務従事者に対し、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏洩防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

8 受託者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項)

第4 受託者は、当該契約による業務の全部又は一部について第三者に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下、再委託先の第三者を単に「再委託先」という。）をしてはならない。ただし、受託者が再委託先及び委託の範囲を機構に対して報告し、予め機構の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。保有個人情報の取扱いに係る業務を再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(個人情報の複製等の制限に関する事項)

第5 受託者は、当該契約による業務を処理するために機構から引き渡された個人情報が記録された資料等を機構の承諾無しに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項)

第6 受託者は、個人情報の漏洩、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに機構に報告し、機構の指示に従わなければならない。

(委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項)

第7 受託者は、当該契約による業務を処理するために、機構から提供を受け、又は自らが収集し、

若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、法令に特別の定めがある場合を除いて、当該契約による業務処理の完了後、直ちに機構に返還し、又は引き渡すものとし、機構の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。ただし、機構が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項)

第8 機構は、受託者がその責めに帰すべき事由により、第2から第7に違反したときは、当該契約を解除することができる。

2 受託者は、その責めに帰すべき事由により、当該契約による業務の処理に関し、機構又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により機構又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(特定個人情報の取扱い)

第9 受託者は、特定個人情報の取扱いに係る業務に当たっては、特定個人情報に関する適正な取扱いのため、当該契約による業務の遂行にあたり、特定個人情報に関する管理責任者を定めるものとする。

2 受託者は、特定個人情報を取扱う従業員等の範囲を限定し、当該従業員等に対して必要かつ適切な監督及び教育をおこなうものとする。

3 受託者は、特定個人情報の授受媒体、授受方法、授受記録の方法及び取扱い場所等を安全管理の観点から、書面により別途定めるものとする。

4 受託者は、機構の書面による承諾なしに、前項に定める特定個人情報の取扱い場所から、特定個人情報を持ち出してはならないものとする。

5 機構は、受託者における本契約の遵守状況を確認するために必要な限度において、受託者に対する書面による事前の通知により、報告等を求めることができるものとする。この場合、受託者は、事業の運営に支障が生ずるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

(実地検査)

第10 機構は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受託者における管理体制及び実施体制や個人情報管理の状況について、少なくとも年1回以上、契約期間中の適切な時期において、原則として実地検査により確認(様式2「個人情報の取扱いに係る委託契約に関する検査確認書」により確認)する。

- 2 受託者は、特別の事情がある場合を除き、前項の実地検査に協力するものとする。
- 3 特別の事情等により第1項に定める実地検査が行えない場合は、書面（様式3「個人情報の取扱いに係る委託契約に関する報告書」）による確認をもって代えることができるものとする。

（再委託先等への措置）

第11 受託者が、保有個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、再委託先に第2から第9の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その他の内容に応じて、受託者が第10の措置を実施しなければならない。保有個人情報の取扱いに係る業務を再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

（その他）

第12 機構は、保有個人情報を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。